

平成23年12月28日

消費者庁消費者制度課 御中

一般社団法人 信 託 協 会

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」
に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

<別紙>

「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」についての意見

(1) 氏名	一般社団法人信託協会 (担当:)
(2) 住所	〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-6-2(日本ビル 6 階)
(3) 連絡先	電話: 03-3241-7346 e-mail: FAX: 03-3241-7200
(4) 意見	
①【意見の対象】	「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」 3 頁 「2. 一段階目の手続（共通争点の確認の訴え）（1）対象となる権利」
②【意見の内容】	「③消費者契約の締結又は履行に際してなされた事業者…の民法上の不法行為に基づく損害賠償請求権」とあるが、「民法上の不法行為に基づく損害賠償請求権」とは文字どおり「民法上の不法行為に」に関するルールのみに基づいて訴えを起こすことを意味し、準用するものを含め金融商品取引法その他業者規制法で民法上の不法行為に関するルールに変更を加えている特則に基づいて訴えを起こすことを含まないと理解してよいか。また、今後新たに業者規制法による特則が設けられた場合においても、そのような新たな特則が含まれることとならないとの理解でよいか。
③【理由】	念のため確認したい。